

○杏林大学安全保障貿易管理規程

制定 令和 3年12月20日

改正 令和 5年 7月24日

（目的）

第1条 本規程は、「外国為替及び外貨貿易法」及びこれに関連する法令（以下「法令」という。）に基づき、軍事転用可能な物品や技術が大量破壊兵器の開発を行っている国家や団体に渡ることを防ぐため、海外への物品の持ち出しや技術・情報の提供を適切に管理すること（以下「安全保障貿易管理」という。）を目的として、杏林大学（以下「本学」という。）において必要な事項を定める。

（適用範囲）

第2条 本規程は、本学の研究者（付属病院の教職員、学生及び受入研究者を含む）が「輸出者等遵守基準」に従って行う、次の活動（以下「海外活動」という。）に適用する。

- (1) 軍事転用可能な物品等の海外への持ち出し
- (2) 日本国籍を有していない者、並びに国籍を問わず外国法人等や外国政府等の強い影響を受けている者（特定類型該当者）への技術・情報の提供

（体制）

第3条 本学における安全保障貿易管理を実施するため、以下の各号に掲げる者を置く。

(1) 最高責任者

安全保障貿易管理の運用に責任を持つ者として最高責任者を置き、学長をもって充てる。

(2) 部局管理責任者

最高責任者の指示に基づき、研究者が所属する各部局における安全保障貿易管理に関する業務を統括する者として部局管理責任者を置き、各学部の学部長、各研究科の研究科長及び付属病院長をもって充てる。

（委員会）

第4条 安全保障貿易管理に関する以下の事項を審議するため、本学に安全保障貿易管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 教育、啓発活動に関する事項
- (2) 取引審査に関する事項
- (3) この規程及び関連規程等の制定及び改廃に関する事項
- (4) その他、安全保障貿易管理に関する重要事項

2 委員会は、以下の委員をもって組織する。

(1) 研究推進センター長

第3類（杏林大学安全保障貿易管理規程）

（2）各学部長・各研究科長

（3）付属病院長

（4）その他、委員長が必要と認めた者

3 委員会は、研究推進センター長を委員長とする。

（事前確認）

第5条 研究者は、海外活動を行おうとする場合、別途定める「事前確認シート」に基づき、法令の規制対象となっていないかを自ら確認しなければならない。

2 前項の事前確認により、規制対象に該当した場合、研究者は部局管理責任者の承認を受けて、公的資金企画管理課に「事前確認シート」を提出する。

（取引審査）

第6条 委員会は、提出された「事前確認シート」及び法令の定める審査資料に基づき取引審査を行い、最高責任者の承認を受けるものとする。

2 前項の取引審査により、経済産業大臣の許可が必要であると判定された場合、研究者は所定の申請書類を作成し、最高責任者の承認を受けて許可申請を行うものとする。

3 前項に該当する場合は、研究者は経済産業大臣の許可を得ない限り、海外活動を行ってはならない。

（文書及び記録媒体の保存）

第7条 安全保障貿易管理に関する文書及び電磁的記録は、海外活動が行われた日からから起算して7年間は保管しなければならない。

（教育及び指導）

第8条 委員会は、研究者に対して最新の法令の周知を行うとともに、法令遵守の必要性を理解させ確実な安全保障貿易管理の実施を図るため、教育を計画的に行うものとする。

（監査）

第9条 部局管理責任者は、最高責任者の指示の下、本学の輸出管理が本規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、監査を定期的に行うものとする。

（報告）

第10条 研究者は、法令に違反又は違反の恐れがあることを知った場合は、速やかに部局管理責任者を通じて最高責任者に報告しなければならない。

2 最高責任者は、前項の報告を受けた場合には、関係部門に対応措置を指示するとともに、遅滞なく経済産業大臣に報告するものとする。また、最高責任者は、その再発防止のために必要な措置を講じる。

（事務）

第11条 安全保障貿易管理に関する事務は、公的資金企画管理課が担当する。

（改廃）

第12条 この規程の改廃は、委員会の議を経て運営審議会で決定する。

第3類（杏林大学安全保障貿易管理規程）

附 則

この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5年 8月 1日から施行する。